

人権擁護 委員って こんな人

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で人権擁護活動を行う人です。人権擁護委員制度は、今年で創設78年を迎え、全国で約1万4,000人、市では13人が啓発活動や講演会、研修会の開催の他、いじめや

人権侵害などの相談を受けています。原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行っています。人権に関する悩み事があれば、ご相談ください。相談は選出学区・区によらず、当番制で受けます。

6月1日(月)は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員法が施行された日です。人権尊重の大切さと、人権擁護制度を知ってもらうために啓発活動などを行っています。

人権擁護委員の主な活動

- 地域の皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いをします
- 法務局や関係機関と協力して、人権侵害による被害者を救済するための活動を行います
- 一人一人の人権意識を高めるさまざまな啓発活動を行います

相談無料

秘密厳守

電話相談可

- 今年度の市人権擁護委員
稲垣保善、遠藤和美
奥井照夫、奥野慎太郎
川瀬善行、小林邦子
駒井康弘、田中香治
谷川尚巳、鶴田真理子
森邦博、山元孝子
山本俊雄
※敬称略、50音順、6月1日(月)時点
※名前は、常用漢字などに変更して掲載しています。ご了承ください



人権イメージキャラクター
人KENまもる君(左)
人KENあゆみちゃん(右)

- 問・大津地方法務局 人権擁護課(大津市) ☎522-4673、FAX522-5317
【大人の相談について】☎0570-003-110 【こどもの相談について】☎0120-007-110
- 人権センター(大路二、キラリエ草津3階) 相談専用電話 ☎563-1660
- 人権政策課(7階) ☎561-2335、FAX561-2489

結婚新生活を応援します!

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。対象年齢や所得制限、申請に必要な書類など、詳しくは、6月1日(月)から市ホームページに掲載していますので、ご覧になるか、お問い合わせください。



- 対象経費
4月1日以降に、結婚を機に要した新居の住居費、リフォーム費用および引越し費用
- 補助額 住居費、リフォーム費用および引越し費用の合計額(限度額:夫婦ともに29歳以下60万円、39歳以下30万円)
- 対 次の全てに該当する世帯
 - 申請時点で、住民票の住所が、申請に係る市内住宅の住所である(夫婦のどちらかでも可)
 - 婚姻日に、夫婦ともに39歳以下

- 1月1日~来年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- 夫婦の令和7年分の合計所得が500万円未満
- この補助金の申請は初めて(前年に申請をしており、補助上限に達していない世帯は、継続申請可)
- 市税などの滞納がない
- 他市区町村で、同様の給付を受けていない
- 3年以上継続して草津市に居住する意思がある
- 各種講座などを夫婦ともに受講した(詳しくは、市ホームページをご覧ください)
- 定 60件程度(先着順)
- 申 来年2月26日(金)まで(必着)(来年2月27日(土)~3月31日(水)に婚姻届を提出する場合は、担当課に直接連絡してください)

結婚活動を応援します!

滋賀県の公的な結婚支援センターである、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」の登録料の半額を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



申・問 子ども若者政策課(さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780

アパートなどの貯水槽定期清掃や点検をしていますか?

貯水槽の維持管理は、設置者(所有者)の責任です。日ごろから適正な管理に努め、水質調査・検査結果は市へ報告してください。

- 清掃・点検
水槽に、ヒビや亀裂、異物などの混入がないか、毎年1回以上、定期的に清掃・点検しましょう。特に地震・台風・寒波・大雨などの後は、忘れずに点検しましょう

- 水質検査
蛇口から出る水の色・臭い・味・その他異常がないか、定期的に確認しましょう。異常があるときは、専門機関に依頼しましょう
- 残留塩素の測定
残留塩素は、規定量(0.1ppm)以上を保つため、適正な管理と塩素濃度の測定をしてください

問 給排水課(2階) ☎561-2443、FAX561-2481



感震ブレーカーの設置費用補助



震災時の火災被害の軽減や市民の防災力向上を図るため、各家庭に感震ブレーカーの設置費用の一部を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 補助金額
2分の1(限度額3万円)
- 対 次の全てに該当する人
 - 市内在住で市税などの滞納がないこと
 - 感震ブレーカーを新設予定であること
 - 新築の住居でないこと
 - 過去に草津市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
 - 感震ブレーカーと同等の機能を有する分電盤が、住居に設置されていないこと



申 6月1日(月)~12月28日(月)(必着)

申・問 危機管理課(1階)

☎561-2325、FAX561-6852

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付



国の方針に基づき、追加給付を実施します。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。市での対応は、順次、市ホームページでお知らせします。

問・(国)最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
☎0120-179-445

● 生活支援課(2階)
☎561-2455、FAX561-2482

使っていますか水道水

たいせつな 水道守ろう 未来へと

問 上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX561-2481

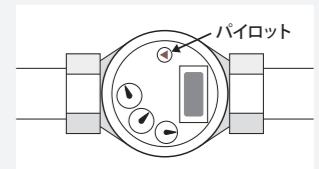
水道水は、暮らしの中で欠かせません。市では安全性を厳しくチェックし、おいしい水道水を皆さんに届けられるよう努めています。最近では、ミネラルウォーターを購入したり、ウォーターサーバーを設置したりと、水道水以外にもさまざまな水があります。水を選択できるようになった今だからこそ、改めて水道水について考えてみませんか。

水道水の特徴

- ①安心
水道法で定められた51項目の水質基準値をクリアしなければ、提供することができません。そのため、水質検査を行います。災害時に断水が発生しても、復旧までの応急給水体制も整備しています。
- ②安定
蛇口をひねれば、いつでも安全でおいしい水が飲めます。災害時に断水が発生しても、復旧までの応急給水体制も整備しています。
- ③安価
水道水500ml当たりの価格は約0.06円*で、低コストで水を利用できます(令和10年3月検針分まで水道料金を10%引き上げています)。*市の水道料金から計算

漏水にご注意ください

水道メーターを含む宅内側の水道管(宅内給水管)からの漏水で、上下水道料金が高額になる場合があります。宅内給水管は水道使用者の所有物であり、漏水時の上下水道料金や漏水修繕も、使用者の負担となります。漏水防止のため、水道メーターを確認しましょう。蛇口を全て閉めた状態で水道メーターのパイロットを確認し、パイロットが回っていると漏水の可能性がります。特に、使用頻度が少ない施設は、漏水が発見されにくく、漏水時の上下水道料金が高額となる場合があるので、定期的な確認をお勧めしています。



水道メーターの取替を行っています

水道メーターは、法令により8年の有効期間に合わせて、取り替えなければなりません。有効期間が満了となる水道メーターの取替を、6月から12月にかけて行います。取替の際には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」(ハガキ)で通知した上で、市指定の業者が伺いますので、協力をお願いします。なお、取替に伴う費用は、市が負担します。